

内閣府副大臣（原子力防災担当）
務台俊介様

島根原子力発電所2号機
に関する申入れ書

（令和4年3月）

鳥取県

原子力防災対策の強化等について

《申入れの内容》

- 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 今後再稼動を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもつて体制構築と現場支援を行うこと。